

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

給水装置工事主任技術者免状の交付番号等の確認環境整備

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法に基づく、給水装置工事主任技術者免状の交付番号等について、水道事業者が、データベース等のオンライン上で確認できるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

【現行制度】

指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び新たな給水装置工事主任技術者の選任等に当たっては、選任等する給水装置工事主任技術者の免状の交付番号等を確認するため、実態として、免状又は給水装置工事主任技術者証の原本の提示又は写しの提出を求めている。

【支障事例】

指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続については、免状の交付番号等についても紙面により確認しているが、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、免状の交付番号等については電子的に確認することができないため、電子的な確認ができるようにしてほしい。また、指定の有効期間満了までに行う必要がある更新手続の際、免状の書換え交付手続中の場合等、有効期間満了までに書換え交付等を受けられない場合がある。さらに、免状の返納命令を受けている者をリアルタイムで把握するためにも、免状情報をオンラインで確認することは有効と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、新たな給水装置工事主任技術者の選任等に当たり、紙面によらずに交付番号等を確認することができ、申請者の利便性が高まる。

根拠法令等

水道法第 25 条の 2 第 2 項 第 2 号 及び 第 4 号、第 25 条の 3 の 2 第 4 項、第 25 条の 7、第 25 条の 4 第 2 項、水道法施行規則第 19 条第 2 号、第 34 条第 1 項第 3 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、名古屋市、稲沢市、堺市、鳥取県、倉敷市、広島市、宇和島市、糸島市

○【現行制度】

指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新、新たに選任する給水装置工事主任技術者に当たっては、選任

する給水装置工事主任技術者の免状の写しの提出を求めている。

【支障事例】

現行制度において、選任する給水装置工事主任技術者の免状の写しを紙面により確認しているが、水道事業者が免状の交付番号をオンラインにて確認出来ることで、リアルタイムに免許情報(免許の返納命令を受けているもの等)を確認することは有効であると考ええる。

○指定更新手続の際、免状の写しを紛失しているケースがあり、再交付までに更新手続を受けられない場合がある。

免状の返納命令を受けている者をリアルタイムで把握するためにも、免状情報をオンラインで確認することは有効と考える。

水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。

○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。

○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(免状の写し)提出が求められている。

【対応】電子申請を導入する際は、確認書類の(免状の写し)が必要なため、電子データとしてアップロードを事業者にしていただくことになる。

電子申請の趣旨のひとつには、事業者が簡易に手続を行うことであると考えていますので、法令改正により交付番号で確認できるような制度構築を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

給水装置工事主任技術者の免状に記載されている氏名や免状番号については、それらが個人情報に該当することから、原則、免状を取得した本人が厚生労働省に照会することで、メール等で回答することとしている。また、免状の返納命令がなされた場合、その事実と免状に記載されている情報について、厚生労働省から各水道事業者に対し都度情報提供を行っているところ。

その上で、いただいた御要望を踏まえ、やむを得ない事情等により、水道事業者が速やかに免状番号等を確認する必要がある場合については、当該水道事業者が給水装置工事主任技術者と思われる本人の合意を得ていることを前提に、水道事業者から厚生労働省にメール等で直接照会して確認することができるようにする等、対応をまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

給水装置工事主任技術者免状の交付番号については、免状又は給水装置工事主任技術者証により確認しているが、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、現状では電子的な確認手続が存在しないため、電子的な方法による効率的な確認手続の構築が本提案の趣旨である。

インターネットを介した指定の申請等の全件について各水道事業者から厚生労働省へメール等により照会することは現実的ではない。

現行の仕組みの下で可能な確認方法としては、申請者がスキャナーで読み取った免状の電子データを送信する等の方法が考えられるが、申請者側の設備次第では必ずしも対応可能であるとは限らない。申請者の利便性を高めるためにも、データベース構築に限らずとも、例えば必要な情報が入力されたExcel等に水道事業者がアクセスできるようにする等、確認方法につき再考いただきたい。

なお、やむを得ない事情等により水道事業者が速やかに免状番号等を確認する必要がある場合については、御提案のとおり、水道事業者から厚生労働省にメール等で直接照会して確認することができるようにする等の対応についても併せて検討を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

本件要望については、指定給水装置工事事業者の新規及び更新の申請において記載が求められている、給水装置工事主任技術者の交付番号に関するものであるが、水道法において、申請時に交付番号等を確認するための給水装置工事主任技術者免状またはその写しを添付することは義務付けていないところ。

また、給水装置工事主任技術者免状の発行数は30万件を超えており、その個人情報を水道事業者と共有することは最低限の範囲とすべきことから、ネットワーク上で免状番号等の個人情報を自由に閲覧できるようにする、又は、全ての免状番号等の個人情報が入力されているExcel等データを水道事業者に提供する等の措置は困難である。

一方で、一次回答のとおり、やむを得ない事情等により、水道事業者が速やかに免状番号等を確認する必要がある場合については、当該水道事業者が給水装置工事主任技術者と思われる本人の合意を得ていることを前提に、水道事業者から厚生労働省にメール等で直接照会して確認することができる体制を年内までに構築することしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(31)水道法(昭32法177)

(ii)給水装置工事主任技術者免状(25条の5)の交付番号については、水道事業者(3条5項)から国に電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者に周知する。